

名古屋市告示第446号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和7年9月5日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 定期検査を行う区域
西区

- 2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量300キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300キログラム未満のものは除きます。

- 3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
10月17日（金）	枇杷島スポーツセンター（駐車場）
10月20日（月）	幅下コミュニティセンター（第1会議室）
10月23日（木）	庄内小学校（正門：特別活動室）
10月27日（月）	山田コミュニティセンター（会議室1）
10月31日（金）	幅下コミュニティセンター（第1会議室）
11月11日（火）	平田小学校（正門：玄関）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その

所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課